

「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令（案）」等に対する意見公募手続の結果  
について

令和6年12月26日  
経済産業省  
大臣官房産業保安・安全グループ  
製品安全課

「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令（案）」等について意見公募手続を実施しました。

お寄せいただいた御意見に対する考え方を、別紙のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。なお、行政手続法第43条第2項の規定に基づき、提出意見は整理又は要約しています。

今回御意見をお寄せいただきました皆様に厚く御礼申し上げます。

また、本件につきましては、パブリックコメントに付した案に一部修正を加え、別添の通り当該案の一部変更を行うこととしております。

1. 実施期間等

(1) 意見募集期間

令和6年11月11日（月）～令和6年12月10日（火）

(2) 実施方法

電子政府の総合窓口「e-Gov」ホームページの掲載等により周知を図り、e-Gov、郵送又は電子メールにより御意見を募集。

## 2. 提出意見の総数等

(1) 提出意見数：11件

(2) 提出意見の概要及びそれに対する考え方：「3. 提出意見の概要及びそれに対する考え方」のとおり

(3) 意見募集を実施した際からの変更点：下図のとおり。他、体裁等技術的な修正を加えております。

| 修正箇所                      | 修正案  | 元案  |
|---------------------------|--|---|
| P8<br>消安法技術基準省令第7条の2第2号新欄 | 届出に係る型式の特定製品について、検査機関において、法第十一条第二項の規定による検査を <u>定期的</u> に行い、その検査記録を作成し、これを保存していること。   | 届出に係る型式の特定製品について、検査機関において、法第十一条第二項の規定による検査を <u>二年に一回以上</u> 行い、その検査記録を作成し、これを保存していること。   |
| P32<br>消安法技術基準省令別表1新欄下段   | 10 届出事業者の氏名又は名称が表面の見やすい箇所に <u>容易に消えない方法により表示されていること。ただし、容器包装の表面の見やすい箇所(製品の表面及び容器包装の表面に表示することが困難なものにあつては、<u>附属する取扱説明書の見やすい箇所</u>)に容易に消えない方法で表示する場合は、これを省略することができ、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。</u> | 10 届出事業者の氏名又は名称が表面の見やすい箇所( <u>表面に表示することが困難なものにあつては、<u>包装容器の表面の見やすい箇所(製品の表面及び包装容器の表面に表示することが困難なものにあつては、<u>附属する取扱説明書の見やすい箇所</u>)</u></u> )に容易に消えない方法により表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。 |
| P38<br>消安法技術基準省令別表2の2新欄下段 | 削除   | 二 支柱に乳幼児の衣服のひも等が引つ掛かることがないようにする旨  |

|   |  |   |
|---|--|---|
| <p>P42<br/>消安法技術基準省令別表2の2新欄<br/>中段・下段</p> | <p>中段<br/>支柱が前枠、後枠及び妻枠の上さんから突き出ているもの</p> <p>下段<br/>支柱に乳幼児の衣服のひも等が引つ掛かることがないようにする旨</p>          | <p>新設</p>   |
| <p>P46<br/>消安法技術基準省令別表2の2新欄<br/>中段</p>    | <p><u>出生後十八月以上の乳幼児が使用することを意図したもの(引つ張り玩具を除く。)</u>であつて、長さが300ミリメートルを超える乳幼児に絡まる可能性のないひもを含むもの</p>  | <p>十八月以上の乳幼児が使用することを意図したもの(引つ張り玩具を除く。)</p> <p>であつて、長さが300ミリメートルを超えるひもを含むもの</p>                    |
| <p>P47<br/>消安法技術基準省令別表2の2新欄<br/>中段</p>    | <p><u>出生後十八月以上の乳幼児が使用することを意図したものであつて、長さが220ミリメートルを超え、300ミリメートル以下の乳幼児に絡まる可能性のあるひもを含むもの</u></p>  | <p>十八月以上の乳幼児が使用することを意図したもの(両端が物体に固定されたものに限る。)</p> <p>であつて、長さが220ミリメートルを超え、300ミリメートル以下のひもを含むもの</p> |
| <p>P48<br/>消安法技術基準省令別表2の2新欄<br/>下段</p>    | <p>電線で頸部を圧迫する可能性があり、<u>乱暴な使用をしない旨</u></p>  | <p>電線で頸部を圧迫する可能性があり、<u>十八月未満の乳幼児に使わせない旨</u></p>   |
| <p>P49<br/>消安法技術基準省</p>                   | <p>揺りかご、ベッド若しくは乳母車に取り付けること又は壁若しくは天井からベッドの上に吊り下げることがを意図したものであつて、<u>乳幼児に絡まる可能性のあるひもを含むもの</u></p> | <p>揺りかご、<u>乳幼児用</u>ベッド若しくは乳母車に取り付けること、又は壁若しくは天井からベッドの上に吊り下げることがを意図したものであつてひもを含むもの</p>             |

|   |   |   |
|---|---|---|
| 令別表2<br>の2新欄<br>中段                          |   |   |
| P52<br>消安法技<br>術基準省<br>令別表5<br>新欄下段         | <u>乳幼児用玩具の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。ただし、容器包装の表面の見やすい箇所（乳幼児用玩具の表面及び容器包装の表面に表示することが困難なものにあつては、附属する取扱説明書の見やすい箇所）に容易に消えない方法で表示する場合は、これを省略することができる。</u> | 表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。ただし、 <u>表面に表示することが困難なものにあつては、包装容器の表面の見やすい箇所（製品の表面及び包装容器の表面に表示することが困難なものにあつては、附属する取扱説明書の見やすい箇所）に容易に消えない方法で表示すること。</u> |
| P86<br>ガス事法<br>技術基準<br>省令第5<br>条の2第<br>2号新欄 | 届出に係る型式のガス用品について、検査機関において、法第百四十五条第二項の規定による検査を <u>定期的に行い、その検査記録を作成し、これを保存していること。</u>   | 届出に係る型式のガス用品について、検査機関において、法第百四十五条第二項の規定による検査を <u>二年に一回以上行い、その検査記録を作成し、これを保存していること。</u>  |
| P128<br>電安法施<br>行規則第<br>4条の2<br>第2号新<br>欄   | 届出に係る型式の電気用品について、検査機関において、 <u>法第八条第一項に規定する技術基準への適合を確認するための検査を定期的に行い、その検査記録を作成し、これを保存していること。</u>   | 届出に係る型式の電気用品について、検査機関において、 <u>法第八条第二項の規定による検査を二年に一回以上行い、その検査記録を作成し、これを保存していること。</u>   |
| P157<br>液石法技<br>術基準省<br>令第5条<br>の2第2<br>号新欄 | 届出に係る型式の液化石油ガス器具等について、検査機関において、法第四十六条第二項の規定による検査を <u>定期的に行い、その検査記録を作成し、これを保存していること</u>  | 届出に係る型式の液化石油ガス器具等について、検査機関において、法第四十六条第二項の規定による検査を <u>二年に一回以上行い、その検査記録を作成し、これを保存していること</u>   |

### 3. 提出意見の概要及びそれに対する考え方

| 番号 | 提出意見   | 提出意見に対する考え方   |
|----|--|---|
| 1  | <p>中華系の「SHEIN」「Temu」「AliExpress」といった格安サイトから購入した商品から安全基準値を超える有害物質が検出された、突然発火した、商標権を侵害していたなどの事例が世界的に報告されており、世界中で規制する方向に動いています。</p> <p>日本において、これらの運営会社（中華系に限らない）には日本法人の設置を義務付け、これらのサイトから購入した商品によって消費者に被害が生じた際に迅速に弁済できる体制を構築するようすべき。</p> <p>今現在は、消費者に弁済はせず、販売者のアカウントを停止するぐらいに止まっており、消費者は泣き寝入りしている。消費者にキチンと弁済しなければ、全件輸入差し止めにするなど強制力を持つべき。</p>   | <p>令和6年の通常国会で成立した消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（令和六年法律第六十七号。以下「改正法」という。）では、御指摘のような海外に拠点を置く取引デジタルプラットフォームを通じた取引を含め、国内の消費者が海外の事業者から直接製品を購入した際に、製品の安全性に責任をもつ者として、海外の事業者を明確化しました。</p> <p>また、改正法では、取引デジタルプラットフォームを運営するオンラインモール事業者に対して、出品削除要請、製品回収への協力、消費者に対する情報提供への協力等の責務規定を設けました。</p> <p>法改正だけではなく、今後の執行も含めて、製品事故を未然に防</p> |
| 2  | <p>昨今、AmazonなどのECモールで外国から日本国内に直接商品を発送したり、中国初の格安サイトである「SHEIN」「Temu」「AliExpress」といったサイトから日本国内に直接商品を発送したりするケースが増え、商品から安全基準値を超える有害物質が検出されたり、商品が突然発火したり、商標権を侵害する商品が届くケースが報告されている。</p> <p>海外事業者（特定輸入事業者）に対し、国内管理人の設置を求め、違反行為が確認された場合は、違反者の氏名を公表するとあるが、全く実効性がないと思う。</p> <p>中国などでは、名義貸し・名義借りなどが一つのビジネスとして当たり前に行われており、何かトラブルがあればすぐに別名義で販売を続けるので違反者の氏名を公表するだけでは全く効果はない。</p> <p>海外事業者に日本国内の法人設立を義務付け、消費者が被害を被った場合は全額弁済させることまでしないと消費者が被害を受けて泣き寝入りするケースは減らない。</p> | <p>止し安全な製品が流通する環境の整備を進めていきます。</p>   |

|   |   |  |
|---|---|--|
|   | <p>また、海外事業者だけでなく、日本国内の個人がそういったサイトから個人を装って商品を購入し、国内のプラットフォームで販売するケースもあり、そういったケースでは、匿名取引をしたり、特定商取引法に基づく表記欄に虚偽の情報を表示したりすることで追跡が困難になっている。</p> <p>違反者への刑事罰や罰金などを設けない限り実効性を持たせることはできない。</p>   |  |
| 3 | <p>昨今、Amazon などの EC モールで外国から日本国内に直接商品を発送したり、中国初の格安サイトである「SHEIN」「Temu」「AliExpress」といったサイトから日本国内に直接商品を発送したりするケースが増え、商品から安全基準値を超える有害物質が検出されたり、商品が突然発火したり、商標権を侵害する商品が届いたりするケースが報告されている。</p> <p>海外事業者（特定輸入事業者）に対し、国内管理人の設置を求め、違反行為が確認された場合は、違反者の氏名を公表するとあるが、全く実効性がないと思う。</p> <p>中国などでは、虚偽の情報を表示して取引をしたり、名義貸し・名義借りをすることなどが商習慣として当たり前に行われている。何かトラブルが生じた際に登録されている国内管理人に連絡を取ろうとしても、虚偽の情報であれば、まず間違いなく連絡が取れないし、仮に連絡が取れたとしても「名義を貸しただけで何も知らない」と言って言い逃れされるのが目に見えている。プラットフォームから販売を停止されたり、目を付けられれば、すぐに別名義で販売を続けるので違反者の氏名を公表するだけでは全く効果はない。</p> <p>海外事業者に日本国内の法人設立を義務付け、すぐに連絡が取れる</p> |  |

|   |   |  |
|---|---|--|
|   | <p>電話番号などの連絡手段を確保させるとともに（国内管理人の登録に当たっては、登記簿を確認し、本人限定郵便で存在を確認し、電話を掛けて連絡が取れることまでを確認すべき）、消費者が被害を被った場合は全額弁済させることまでしないと消費者が被害を受けて泣き寝入りするケースは減らない。</p> <p>また、海外事業者だけでなく、日本国内の個人がそういった海外の格安サイトから個人を装って商品を購入し、国内のプラットフォームで販売するケースもあり、そういったケースでは、匿名取引をしたり、特定商取引法に基づく表記欄に虚偽の情報を表示したりすることで追跡が困難になっている。</p> |  |
| 4 | <p>届出書にある“電話番号及び電子メールアドレス”は、代表者と直接話したいのではなく、実運用上の行政とのコミュニケーション窓口情報だと思います。</p> <p>であれば、“連絡先(窓口部門名、担当者名など)”を“電話番号及び電子メールアドレス”に併記するよう追記するのがわかりやすいと思います。</p> <p>そうでないと、手続き時にいちいち「担当 ○○」とか書くことになるので、最初から記入欄を作っておいてほしいと思います。</p> <p>ワンマン社長とかワンオペで回しているとしても、電話を掛けた先が誰なのかはわかっていた方がよいと思います。</p>          | <p>電話番号及び電子メールアドレスについては、ガイドライン等において行政機関の窓口となる担当者の連絡先を記載頂くことをお示しする予定です。</p> |
| 5 | <p>・該当箇所</p> <p>新旧（消安法等整備省令）（消費生活製品安全法施行規則の一部改正）様式第1、様式第2、様式第3、様式第4、様式第8、様式第9、様式第15、様式第16、様式第17中において、氏名（名称及び代表者の氏名）の下に、新たに「電話番号及び電子メールアドレス」が追加されました。</p> <p>また、様式第4においては、上記に加えて、被承継者に関する事項に</p>   |  |

も、「電話番号及び電子メールアドレス」が追加されました。

・意見内容

意見募集の様式に代えて、従来どおり(※)余白部分に担当者の連絡先情報(担当者名、電話、Eメールアドレス)を追加する様式としていただきたい。

・理由

いずれも代表者の氏名直下の記載要求であり、代表者の「電話番号及び電子メールアドレス」と解されます。届出内容について、お問い合わせいただく際、代表者又はその代理人(例えば、gbizID プライム連絡先)に連絡いただいても、回答に時間を要することが予想されます。通常、届出に関する質問は、提出者との間で行われており、これまでは連絡先として担当者名、電話、Eメールアドレスを余白に記載することとなっている(※)ため。特に輸出用例外届出書などの保安ネットに対応していない書式は、影響が大きいと考えられます。

※ 消費生活用製品安全法 法令業務実施ガイド

<https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/contents/20230724gaido.pdf>

(3) 事業届出書(様式第3)の記載例(製造事業者の場合)

(4) 事業届出書(様式第3)の記載例(輸入事業者の場合)

様式第8(第9条関係): 事業届出事項変更届出書

様式第1(第4条第1項、第13条関係): 特定製品輸出用例外届出書

様式第2(第4条第2項、第13条関係): 特定製品例外承認申請書

様式第4(第8条第1項関係): 特定製品製造(輸入)事業承継届出書

様式第9(第11条関係): 特定製品製造(輸入)事業廃止届出書

下記の 届け出様式



|   |   |  |
|---|---|--|
|   | <p><a href="https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/notification.html">https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/shouan/notification.html</a></p>  |  |
| 6 | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 該当箇所<br/>新旧（消安法等整備省令）（電気用品安全法施行規則の一部改正）様式第1、様式第2、様式第6、様式第7、様式第8、様式第9、様式第10中において、氏名（名称及び代表者の氏名）の下に、新たに「電話番号及び電子メールアドレス」が追加されました。<br/>また、様式第2においては、上記に加えて、被承継者に関する事項にも、「電話番号及び電子メールアドレス」が追加されました。</li><br/><li>・ 意見内容<br/>意見募集の様式に代えて、従来どおり（※）余白部分に担当者の連絡先情報（担当者名、電話、Eメールアドレス）を追加する様式としていただきたい。</li><br/><li>・ 理由<br/>いずれも代表者の氏名直下の記載要求であり、代表者の「電話番号及び電子メールアドレス」と解されます。届出内容について、お問い合わせいただく際、代表者又はその代理人（例えば、gbizID プライム連絡先）に連絡いただいても、回答に時間を要することが予想されます。通常、届出に関する質問は、提出者との間で行われており、これまでは連絡先として担当者名、電話、Eメールアドレスを余白に記載することとなっている（※）ため。<br/>※ 製造輸入事業者向け手引書(Ver. 5.0.2)<br/><a href="https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/file/06_guide/denan_guide_ver502.pdf">https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/file/06_guide/denan_guide_ver502.pdf</a><br/>記載例1、様式第1（第3条関係）：電気用品製造事業届出書の記載例</li></ul> |  |

|   |   |   |
|---|---|---|
|   | <p>記載例 2、様式第 1 (第 3 条関係) : 電気用品輸入事業届出書の記載例</p> <p>記載例 3、様式第 2 (第 5 条関係) : 電気用品製造事業承継届出書の記載例</p> <p>記載例 4、様式第 6 (第 6 条関係) : 事業届出事項変更届出書(輸入の場合)の記載例</p> <p>記載例 5、様式第 7 (第 8 条関係) : 電気用品製造事業廃止届出書の記載例</p> <p>記載例 6、様式第 9 (第 17 条関係) : 略称表示申請書の記載例</p> <p>記載例 7、様式第 10(第 17 条関係) : 登録商標表示届出書の記載例</p> <p>記載例 8、様式第 8 (第 10 条、第 18 条関係) : 例外承認申請(ツーリストモデル) の記載例</p> <p>記載例 9、様式第 8 (第 10 条) : 例外承認申請(リチウムイオン蓄電池) の記載例</p> |   |
| 7 | <p>1. 第四条の二 における「法第三条第四号の経済産業省令で定める要件」について</p> <p>(1) 「設計を行っていること」とは、実際に図面を作成する等の作業ではなく、設計業務全体を指揮し、かつ最終的な内部承認を行うなど設計の責任追うことと解してよいか。</p> <p>(2) 少なくとも特定以外の電気用品においては「法第八条第二項の規定による検査」を実施する「検査機関」は定められていないとの認識であるが、法定外の要件が前提となるのか？検査機関の要件を示されたい。あるいは、特定以外の電気用品はこの制度を利用できない制度設計なのか？</p>   | <p>1. (1) 及び (2) で御質問いただいた内容については、今後、具体的にお示しすることを検討しております。なお、特定電気用品以外の電気用品についても改正電気用品安全法施行規則第 4 条の 2 に定める要件に該当する場合は、法第 3 条第 4 号の工場の所在地等の届出は不要です。</p> <p>1. (3) については、「遅滞なく」の具体的な期間をお示しすることは困難ですが、経済産業大臣から求められた場合の報告が想定される例等については、今後お示しする予定です。</p> <p>2. については、御意見を踏まえ、「法第八条第二項の規定による検査」を「法第八条第一項に規定する技術基準への適合を確認するための検査」に修正いたします。</p> |

|   |  |  |
|---|--|--|
|   | <p>(3) 経済産業大臣から求められた場合の報告における「遅滞なく」に関する具体的な基準あるいは指針を明確にされたい。</p> <p>2. 総合的に考えて、法第八条第二項の規定による検査を法定外の検査機関にて定期的に行っているのは、規制の実効性を高めるための措置の制度が利用される事例は極端に少なくなると予想されるので、利用されそうもない制度新設は無駄。既存事業者に対するアンケート調査や、複数の業界団体に対するヒアリングを実施して要件を検討したとは到底思えない。検査機関に支払う検査費用と、届出の効率化による経済効果を具体的に比較して公開すべき。</p>  |  |
| 8 | <p>経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令における（法第六条第四号の主務省令で定める要件）第七条の二 法第六条第四号の主務省令で定める要件のうち 第二号 届出に係る型式の特定製品について、検査機関において、法第十一条第二項の規定による検査を二年に一回以上行い、その検査記録を作成し、これを保存していること。</p> <p>とあるが、</p> <p>法第十一条第二項の規定による検査は全数検査であるので、検査機関において二年に一回以上行うこととされている検査は届出事業者、特定製品、型式、事業者のモデル いずれに対して二年に一回とすればよいか明示していただきたい。</p> <p>事業者のモデル の場合、仕向け先、色のバリエーション、OEM 先など細かく分けて管理することが多いため、その考え方も通達等で示していただきたい。</p> | <p>法第 11 条第 2 項による検査は、経済産業省関係特定製品の技術上の基準等に関する省令第 14 条の規定に基づき、別表第 1 の特定製品の区分ごとにそれぞれ同表の技術上の基準の欄に掲げる技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法による検査を行うこととしております。</p> <p>また、様々な検査があるとの御意見を踏まえ、一律に「二年に一回以上」とするのではなく「定期的に」と修正することとし、製品ごとの流通状況等を踏まえた検査頻度を通達等でお示しすることにいたします。</p> |
| 9 | <p>・ 該当箇所</p> <p>新旧（消安法等整備省令）（電気用品安全法施行規則の一部改正）</p> <p>法第三条第四号の要件として、施行規則改正案第四条の二、第一号</p>  | <p>要件に該当する場合であっても工場等の届出を行って頂くことは差し支えありません。</p>   |

|    |   |   |
|----|---|---|
|    | <p>から第四号が定められています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・意見内容<br/>これらの要件に該当する場合であっても、従来通り工場等の届出を行ってもよいことを確認させていただきたい。</li> <li>・理由<br/>10月25日開催の製品安全4法改正ブロック別説明会（近畿経済産業局）において、同様な質問に対し、「要件を満たしている場合であっても、従来通り工場等の届け出はできる」との回答でしたが、念のため確認させていただきたいです。また、ガイドライン等で明確化する予定であれば、その旨をご教授いただきたい。</li> </ul>  |   |
| 10 | <p>1. 今回の法改正では、対象とする製品を3歳未満の使用する玩具に限定されていますが、乳幼児睡眠用製品においては米欧で規制強化が進んでおり、また、ベビーカー、抱っこひもといった子供を運ぶための製品、及び、ハイチェア他椅子においては国内でも事故事例があることから、これらも早急に強制規格の対象とすべきと考えます。特に、小型のベビーベッド、ゆりかごなど、現在強制規格の対象となっているベビーベッドの対象からは外れてしまうが、同様のリスクがある製品への対応を急ぐべきと考えます。</p> <p>2. 玩具の中でも個別の安全基準が定められているものは、玩具一般とは区別し、国内で製品が実際に使用される実態に即して基準の制定を行うべきと考えます。</p> <p>3. 今回対象とする玩具全般において、すでに市場にでている中古品、新古品、あるいは在庫品は強制規格の対象から外すとの方針ですが、個別に安全基準が定められている製品、及び、子供用製品につい</p> | <p>1. については、御指摘のベビーカーや抱っこひもといった製品は、産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 製品安全小委員会（第15回）及び消費経済審議会 製品安全部会（第21回）の合同会議において御審議頂いたところであり、引き続き事故事例等を踏まえ子供用特定製品の規制対象製品への指定について検討して参ります。</p> <p>2. については、玩具において個別の安全基準が定められている製品について、事故事例等を踏まえ個別の製品指定も含めて検討して参ります。</p> <p>3. については、御指摘の乳幼児用玩具の在庫品については、少量多品種で膨大な流通在庫があるため、それらすべてを回収し、マーク等の表示を求めることは困難であるため、販売規制を適用しないこととしております。</p> <p>4. については、今後の政策検討に当たり参考とさせていただきます。</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>ては、欧米の安全規制にならい、一定の猶予期間を設けたうえで、中古品、新古品、在庫品もすべて強制規格の対象とすべきと考えます。</p> <p>4. 国の強制規格の運用にあたっては、製品安全にかかわる既存の認証制度、安全基準を有効にかつ持続的に活用すべきと考えます。これまで製品安全に大きな貢献を行ってきた制度の基礎となる安全基準の制定、改正は、それを利用する事業者の負担において成り立ってきていることをご理解いただき、将来的に、技術発展や新製品動向、社会における製品の使用実態の変化を踏まえて持続することが可能となるような制度が設計されるべきと考えます。</p> |  |
|---|--|

※上記のほか、1件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。